

議案第130号及び議案第131号の参考資料

## 特別職報酬等改定案

<期末手当の支給割合>

議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員  
市長、副市長及び教育長

	6月期	12月期	総支給割合
令和7年度 (現 行)	2. 30月	2. 30月	4. 60月
令和7年度 (改定案)	2. 30月	2. 35月	4. 65月
令和8年度以降 (改定案)	2. 325月	2. 325月	4. 65月

備考 適用年月日は、令和7年12月1日からとする。ただし、令和8年度以降の期末手当については、令和8年4月1日からとする。